

平成 28 年 10 月

静岡 PET イメージングセンター長 中島 信明

関係各位

FDG-PET 検査の保険適応要件の適正化について

平素より静岡 PET イメージングセンターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

先日、当院における 7 月分診療報酬明細書の審査結果について静岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会より下記文書にて通達がありました。これまでも先生方には、FDG-PET をご依頼の際の適切な保険適応に関してご協力をいただいておりますが、今後はこれまで以上に厳しい審査が予想され、内容によっては FDG-PET 検査をお断りせざるを得ない状況となりました。

再度のお願いになりますが、FDG-PET をご依頼の際は、下記連絡事項の保険適応を十分にご確認いただきますよう、お願いいたします。また、今回の通達にともない診療情報提供書の書式を一部変更させていただきますことをご了承ください。

平成 28 年 8 月

静岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会

連絡事項

この文書は、**18FDG** を用いたポジトロン断層撮影 (**FDG-PET**) を実施されている全ての医療機関へご連絡しています。

FDG-PET は悪性腫瘍の診療において重要な画像診断のひとつですが、点数表解釈により、「てんかん若しくは心疾患の診断又は悪性腫瘍（早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む）の病期診断又は転移・再発の診断を目的」とした場合に算定ができるとされています。

保険診療において、悪性腫瘍（早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む）の患者に **FDG-PET** を算定される際には、次の要件にご留意ください。

- 1 悪性腫瘍の診断が確定していること。
(病理診断が確定していなくても、臨床的に高い蓋然性がある場合は必ず確定病名としてください。)
- 2 **FDG-PET** を行う以前に、他の画像診断が行われていること。
(例えば、腫瘍マーカーの数値が高い症例で、最初の画像診断として **FDG-PET** を行うことは適切とは思われません。)

他の医療機関からの依頼により、**FDG-PET** を実施される場合においても、必ず算定要件についてご確認いただきますよう、お願いいたします。